

手形に代わる新たな決済手段が誕生

電子記録債権 (でんさい) 「でんさいネット」

法人・個人事業主のお客さまの
業務効率化をサポート!



手形に比べて、
安心安全・効率化・経済的

- 印紙税は不要
- 事務処理軽減と搬送コスト削減
- 紛失や盗難の心配不要
- 分割して譲渡や割引が可能

**ただ今、〈でんさい〉の
ご相談・お申込み受付中!**

本サービスは
法人、個人事業主、国、地方自治体等が
利用できます。



東京シティ信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/to-city/>

電子記録債権（でんさい）／「でんさいネット」とは…

「電子記録債権（でんさい）」とは、事業者の資金調達の円滑化等を図るため創設された電子記録債権制度のことで、手形や売掛債権等が抱える問題を克服した新たな金銭債権です。

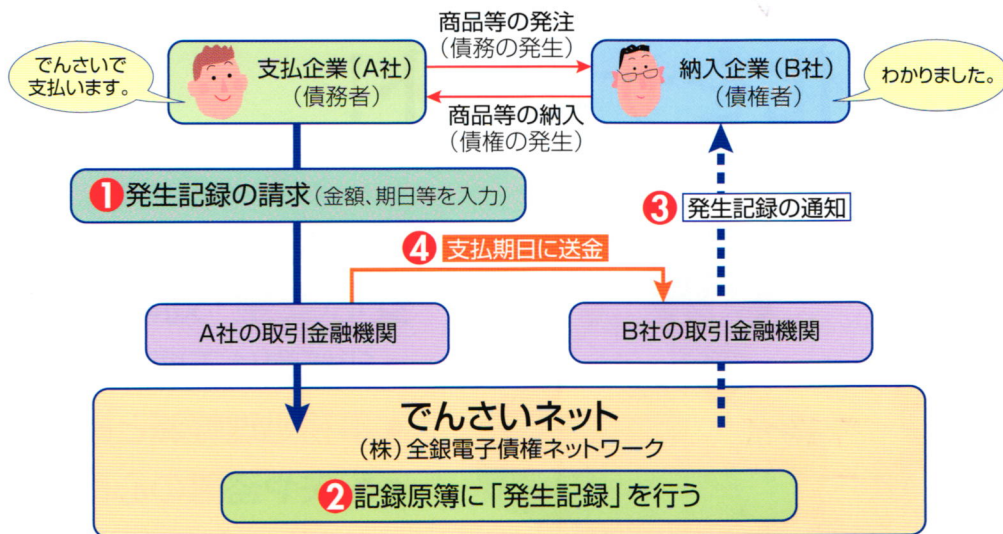
「でんさいネット」とは、電子記録債権（でんさい）サービスを全国規模で提供するため、全国銀行協会が設立した電子債権記録機関（株式会社全銀電子債権ネットワーク）の通称です。

以下は「でんさいサービス」の主な4種類の取引イメージです。

I 「でんさい」で支払いを行うケース（手形でいう約束手形の振出）

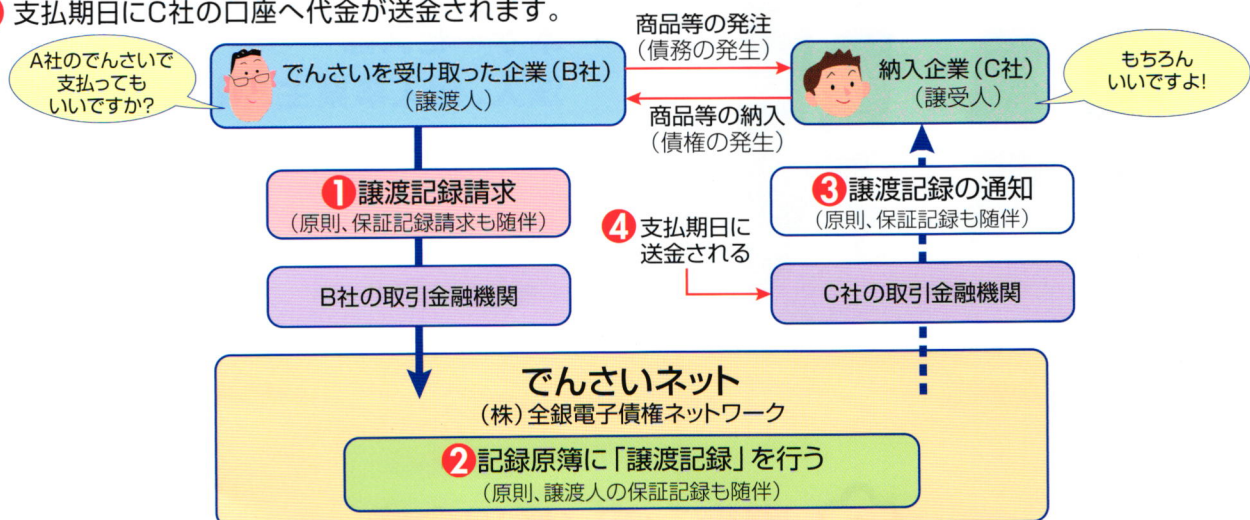
※でんさいで支払いを行う場合は当座預金の開設が必要です。

- 1 支払企業A社（債務者）がでんさいネットに「発生記録の請求」をA社の取引金融機関を通じて行います。
- 2 でんさいネットにおいて記録原簿に「発生記録」を行います。
- 3 納入企業B社（債権者）にB社の取引金融機関を通じて「発生記録の通知」が行われます。
- 4 支払い期日に納入企業の口座へ代金が送金されます。



II 受け取った「でんさい」を支払い等のために譲渡するケース

- 1 B社が受け取っている「A社のでんさい」をC社に譲渡するため、B社の取引金融機関を通じて「譲渡記録請求（原則、保証記録も随伴）」を行います。
- 2 でんさいネットにおいて記録原簿に「譲渡記録（原則、保証記録も随伴）」を行います。
- 3 でんさいネットからC社にC社の取引金融機関を通じて「譲渡記録（原則、保証記録も随伴）」の通知が行われます。
- 4 支払期日にC社の口座へ代金が送金されます。

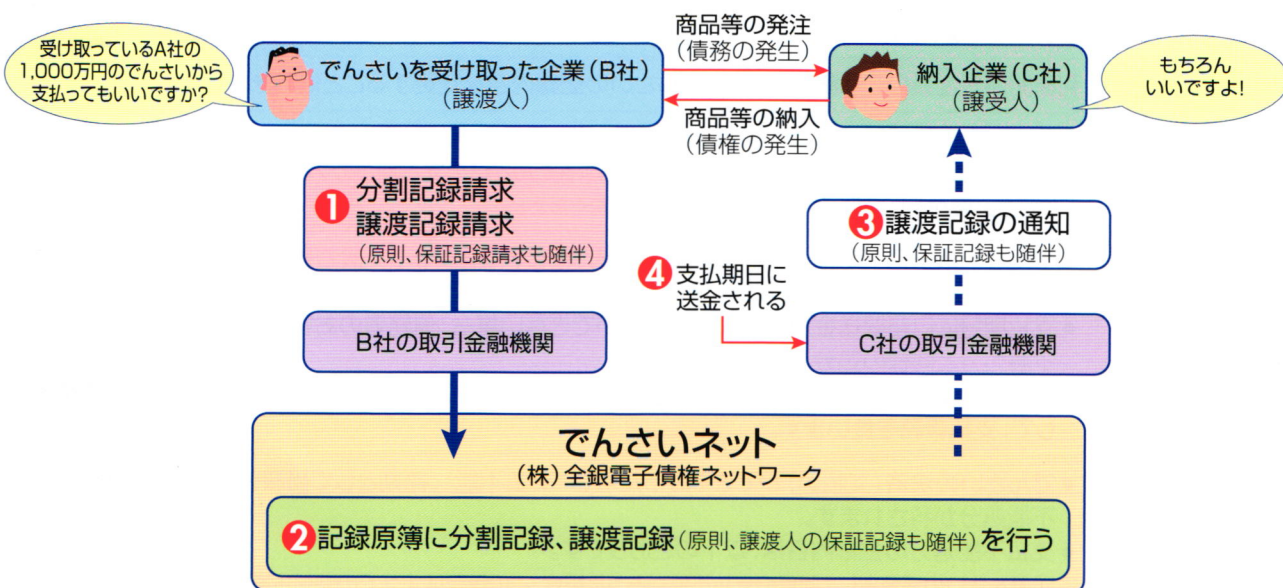




III 受け取った「でんさい」を必要な分だけ分割して譲渡するケース

(例：受け取っている「1,000万円のでんさい」のうち300万円を支払期日前に分割して譲渡する場合)

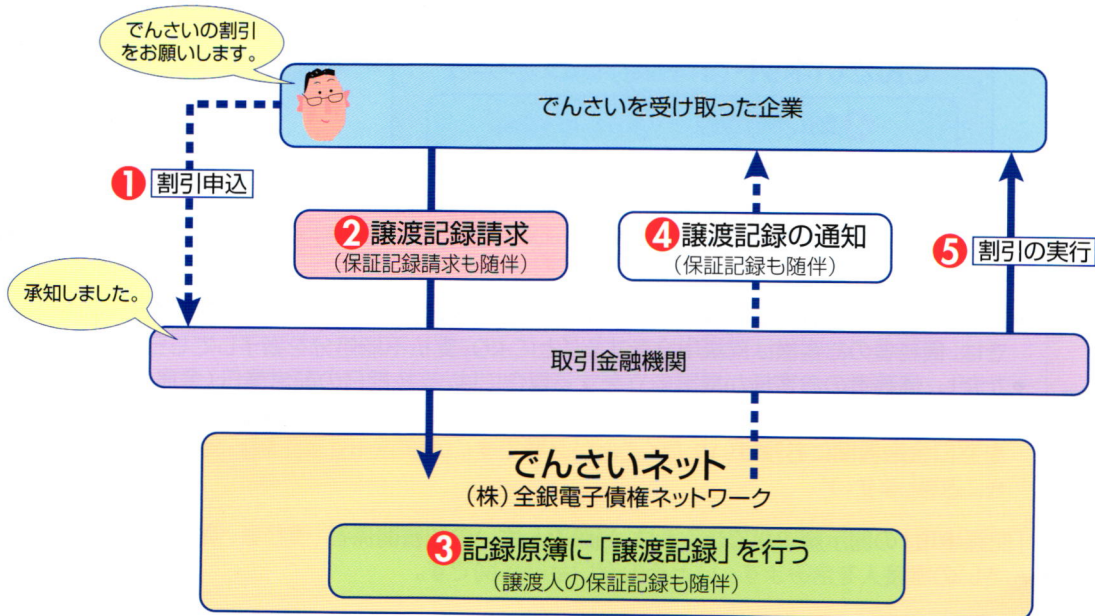
- 1 B社が受け取っている「1,000万円のでんさい」から「300万円分のでんさい」を切り分けるためB社の取引金融機関を通じて「分割記録請求」と切り分けた「300万円のでんさい」をC社に譲渡するための「譲渡記録請求（原則、保証記録請求も随伴）」を行います。
- 2 でんさいネットにおいて記録原簿に「分割記録、譲渡記録（原則、保証記録も随伴）」を行います。
- 3 でんさいネットからC社にC社の取引金融機関を通じて「譲渡記録（原則、保証記録も随伴）」の通知が行われます。
- 4 支払期日にC社の口座へ300万円が送金されます。



IV 手形のように「でんさいの割引」を行うケース

- 1 受け取っている「でんさい」の割引を取引金融機関に依頼します。
- 2 割引可能な場合、譲渡記録請求（保証記録請求も随伴）を行います。
- 3 でんさいネットにおいて記録原簿に譲渡記録（保証記録も随伴）を行います。
- 4 でんさいネットから取引金融機関を通じて「譲渡記録（保証記録も随伴）」の通知が行われます。
- 5 所定の日割引が実行されます。

※割引の申込に際しては、当金庫所定の審査がございます。ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。



電子記録債権（でんさい）／でんさいネットの概要

利用者番号	お客様には、1法人（個人事業主である場合には1人）につき1つの利用者番号を付与いたします。複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1つ）です。
でんさいの発生（手形の振出に相当）	でんさいを発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。
でんさいの譲渡（手形の裏書きに相当）	でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります。（手形の裏書きに相当）。すなわち、債務者が支払えなかった場合には、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになります。
でんさいの取消等	でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5営業日（金庫・銀行営業日）の間は、請求の相手方が単独で取り消すことができます。（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）
でんさいの記録内容の変更	利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。
記録請求の制限期間	でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。 ※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7営業日（金庫・銀行営業日）前までに行う必要があります。詳しくは窓口へおたずねください。
でんさいの決済（支払）	<ul style="list-style-type: none"> ●でんさいの決済（支払い）は「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。 ●支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分（手形の不渡処分と同様の処分）が科されます。 ●債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含みます。）は、債権者に対して、支払義務を負います。
支払不能処分制度（手形の不渡り処分制度に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ●でんさいの決済（支払い）ができなかった場合（支払不能）、原則として当該債務者のお客様には、支払不能処分が科されます。 ●支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ①でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ②1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>でんさい支払不能処分制度</p> <p style="font-size: small;">取引停止処分として、全参加金融機関におけるでんさいの債務者としての利用および貸出取引が2年間停止されます。</p> </div>
異議申立の手続	<ul style="list-style-type: none"> ●契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。 ●ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前営業日（金庫・銀行営業日）までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）を窓口金融機関にお預けいただく必要があります。（※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。）
記録事項の開示	「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者（債務者、債権者、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含みます。））とその窓口金融機関です。
利 用 料	当金庫所定の利用料（手数料）をいただきます。（詳しくは窓口へお尋ねください。）